

－大垣警察市民監視事件とは？－ 「もの言う」自由を手放さないために

1. 画期的判決というけれど… 何が？

- ・ 情報提供のみならず情報収集の違法が認められた（目的が違法）
- ・ 違法に収集した情報の抹消を命じた（人格権にもとづく妨害排除請求として認容）
- ・ 市民運動を積極的に評価し、励ましている
 - ex 「むしろ推奨されるべきもの」「社会的にも望ましい」
- ・ 独特の構成…普通の人々が「読んで楽しい」判決文
 - 「第3 当裁判所の判断」で詳しく事実認定を行い、そこから「争点」の判断を導く
 - 「市民運動に対するシンパシーを隠さない。…市民運動に対する評価の部分は余分な記載である」
 - 「日常的に市民運動を敵視して、情報収集や介入などを繰り返している警備公安警察のあり方自体に対して警鐘を鳴らすことを意図しているように窺える。」(by 井戸謙一弁護士)

2. 朝日新聞スクープと「議事録」

- ・ 2014. 7. 24 朝日新聞名古屋本社版1面&社会面
朝日新聞の伊藤智章記者が「議事録」（中部電力子会社シーテック社作成）を入手
裁判の証人尋問で、2013年7月に中部電力本社からK氏を出向させてシーテック社に「地域対応グループ」を新設していたことがわかった。
- ・ 岐阜県警は、個人情報開示請求に対して「存否応答拒否／不開示」
- ・ 岐阜県警・岐阜県公安委員会の当事者の抗議への回答 「通常の警察業務の一環」
- ・ 2015年参院内閣委員会での警察庁警備局長答弁
「(一般論として)管内における…各種事業…風力発電事業…とか道路工事の事業とか様々な事業…等に伴い生じ得るトラブルの可能性について、公共の安全と秩序の維持の観点から関心を有し…必要に応じて関係事業者と意見交換を行っております。そういうことが通常行っている警察の業務の一環だ」

警察法 第2条 警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。
2 警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであって、その責務の遂行に当っては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあってはならない。

- ・ 証拠保全手続きでシーテック社作成「議事録」を入手（2015年3月）

3. 「公安警察」とは何か？何をしてきたのか？

- ・ 特高警察は、1945年10月にGHQ人権指令で廃止、特高警察官は公職追放
しかし同年12月には、中央に「公安課」、地方には「警備課」の名で復活
1946年になるとGHQの占領政策の変化（逆コース）で、「反共」を存在目的とする「公安警察」が肥大化し始める。1950年には追放解除された元特高警察官が公安警察に大量に復帰。
- ・ 「警察白書」（警察庁）や「焦点」（警察庁警備局）の刊行物でも、左翼政党（政治団体）、労働運動、大衆運動（市民運動の）敵視を露わにしている。

2025 年刊行物では、監視している「大衆運動」として「反原発運動、平和安全法制、環境保護、反戦、入管法改正、インボイス制度導入、イスラエル・パレスチナ情勢、沖縄県内の反基地運動」などを挙げている。

4. 国家賠償請求訴訟提訴 ～ 1 審岐阜地裁判決

⇒ 双方控訴

- ・ 2016 年 12 月、岐阜地裁に国家賠償請求訴訟を提訴（被告・岐阜県）
- ・ 2018 年 1 月、岐阜県警と警察庁が保有する個人情報の抹消請求を追加提訴（被告・国及び岐阜県）

◎2022 年 2 月、1 審岐阜地裁判決 … 一部勝訴

- ・ 情報提供を違法とし、賠償は請求額の半額（1 人 55 万円）を認める
- ・ 情報収集・保有については、目的や態様は不明としながら、必要性を否定でいないとした。

「原告らの活動により公共の安全や秩序維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえない。」「必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的に、シーテック社に提供したものであり、…悪質といわざるを得ない」

「原告らの活動。が市民運動に発展した場合、抽象的には公共の安全と秩序の維持を害するような事態に発展する危険性はないとはいえない。…上記のような万が一の事態に備えて日頃から原告らに関する情報収集等をする必要性があったことは否定できない。」 …「集団暴徒化論」？

- ・ 情報抹消請求は、「情報が特定されていない」として却下

5. 名古屋高裁判決（2024.9.13） … 確定

- ・ 国家賠償請求は満額が認容された
- ・ 抹消請求は、岐阜県に対しては認容、国に対しては棄却（却下ではない）
- ・ （公安）警察の市民運動危険視を強く批判

「市民運動やその萌芽の段階にあるものを際限なく危険視して、情報収集し、監視を続けるということが、憲法（21 条 1 項）による集会・結社・表現の自由等の保障に反することは明らか」

6. 反省していない警察、市民監視と言論封殺を強める政府

- ・ 2024.10.3 警察庁警備局 4 課長から警視庁公安部長及び各道府県警察本部長宛の通達
〈適切な情報収集活動について(通達)〉

平成 25 年から平成 26 年にかけて岐阜県大垣警察署の警察官が、風力発電施設の建設事業をめぐる、事業者と意見交換を行った一連の対応に係る国家賠償請求等訴訟については、本年 9 月 13 日、名古屋高等裁判所において、当該警察官の行為が違法であった等とする内容の判決が言い渡されたところ、警察としては今般の判決を重く受け止める必要がある。

今回の判決は、警察法第 2 条に基づく情報収集活動それ自体を否定するものではなく、いずれにしても、同条に基づく情報収集活動は、目的の正当性、行為の必要性及び相当性という基本原則を遵守し行われるべきことは当然であり、各位にあっては、この点を踏まえ、引き続き、適切に情報収集活動を行うこととされたい。

- ・ 2025 年通常国会 「能動的サイバー防御法」成立（警職法（警察官職務執行法）も一部改正）
- ・ 高市政権 「自・維 連立合意」には「インテリジェンスに関する国家機能の強化が急務」
「スパイ防止法」制定、「国家情報局」創設

7. 名古屋高裁判決を活かし、拡げる

「私は監視されても平気」？ … 市民監視は思想・言論弾圧に通じ、それは戦争に通じる

以上